

# せたがやノーマライゼーションプラン（平成27年度～平成32年度）

## 第4期世田谷区障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）

素案（概要版）

障害福祉担当部障害施策推進課

### 第3章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の総合的な展開

大項目 くらし（生活）

中項目1 せいかつ

（生活支援）

中項目2 けんこう

（保健・医療）

中項目3 まちとすまい

（生活環境）

大項目 かつどう（社会的活動）

中項目4 はたらき

（雇用・就労、経済的自立の支援）

中項目5 そだち・まなび

（教育、文化芸術活動、スポーツ等）

大項目 ささえ（支援）

中項目6 つながり

（情報アクセシビリティ）

中項目7 さんか

（行政サービス等における配慮）

中項目8 あんしん

（安全・安心）

中項目9 りかい・まもる

（差別の解消、権利擁護の推進）

### 第1章 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の策定について

＜2つの計画を一体的に策定＞

**せたがやノーマライゼーションプラン**：障害者基本法（第11条3項）に基づく、「市町村障害者計画」として策定。障害者のための施策に関する基本的な事項を定める。庁内関係部が協力し庁内連携を強めると共に、マッチングにより、効率的で効果的な政策の形成や推進に努める。

**第4期世田谷区障害福祉計画**：障害者総合支援法（第88条）に基づく、「市町村障害福祉計画」として策定。障害福祉サービス等の確保に関する実施計画を定める。

**計画の期間**：

「せたがやノーマライゼーションプラン」平成27年度～平成32年度（6年間）

「第4期世田谷区障害福祉計画」平成27年度～平成29年度（3年間）

ただし、今後の国の障害施策の動向を見極めつつ、さらには区を取り巻く社会状況の変化に伴って、必要な調整を図るものとする。

**地域包括ケアシステムの推進**：世田谷区においては、高齢者だけでなく、障害者（児）や子育て家庭など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的とした地域包括ケアシステムの推進を目指す。出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、三者が連携して問題の早期発見や相談支援体制の強化、地域生活を支える地域資源の開発等に取り組み、地域包括ケアの地区展開を図る。

### 第2章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本的な考え方

基本理念

障害の有無に関わらず、誰もが  
住み慣れた地域で自分らしい生活を  
安心して継続できる社会の実現

基本的方向性

障害に対する  
理解や配慮の促進

共生社会実現のための  
区民、事業者、区の連携、協働

ライフステージを通じた  
支援の仕組みづくり

**施策体系** 分野別の3つの大項目、施策別の9つの中項目、事業別の39の小項目で構成する。

### 第4章 第4期世田谷区障害福祉計画

**計画の対象**

障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とする。高次脳機能障害や難病患者を含む。

**推進体制、評価・検証**

PDCAサイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行う。

**第3期障害福祉計画の実施状況と課題**

(1)障害福祉サービスの実施状況と課題

(2)地域生活支援事業の実施状況と課題

### 第4期障害福祉計画における主要テーマ

第3期障害福祉計画の評価検証を行い、明確になった3つの課題を「主要テーマ」として設定し取り組んでいく。

**(1)身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築**

- 身近な地区・地域での相談支援を円滑に実施できるよう、バックアップ体制の充実を図る。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、相談支援体制について検討し、関係機関との円滑な連携を図る。
- 区内の相談支援人材の育成を図るとともに、事業者間のネットワークの強化を図る。

**(2)地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進**

- 地域生活を支援するためサービス基盤の充実を図り、日中活動の場を確保するための整備手法や多様な住まい方等について検討する。
- 居住支援及び地域支援を一体的に推進するため、相談機関が、必要な支援を適切にコーディネートする仕組みを構築する。

**(3)ライフステージに応じた多様な社会参加**

- 障害者が自分らしい生き方を実現できるよう、社会参加の機会を拡充していく。
- 障害者の社会参加を促進するため、ライフステージを通して支援するとともに、相談支援により支援のコーディネートを行う。

< 参考 > 計画策定の背景及び経緯

世田谷区の動向

世田谷区基本計画  
(平成26年度～平成35年度)  
世田谷区新実施計画  
(平成26年度～平成29年度)  
世田谷区地域保健医療福祉総合計画  
(平成26年度～平成35年度) など

東京都の動向

第4期東京都障害福祉計画についての考え方のまとめ(平成26年11月予定)  
東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画策定(平成27年3月)

国の動向

障害者基本計画(第3次)  
(平成25年度～平成29年度)  
障害者総合支援法  
(平成25年4月1日施行、平成28年4月1日目途見直し)  
国連障害者権利条約の批准  
(平成26年1月20日)  
第4期障害福祉計画に係る国の基本方針  
(平成26年5月15日告示)  
障害者雇用促進法  
(平成28年4月1日改正施行)  
障害者差別解消法  
(平成28年4月1日施行) など

区内障害者・事業者等のニード・実態把握

○世田谷区障害者(児)実態調査  
(平成26年1月31日～2月17日)

せたがやノーマライゼーションプラン(平成27年度～平成32年度)及び第4期世田谷区障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)の一体的な策定

せたがやノーマライゼーションプラン  
(平成17年度～平成26年度)

第1章 計画策定の背景  
国の動向、区のと組みと課題

第2章 計画の基本的な性格  
位置づけ、対象、計画期間

第3章 障害児(者)施策推進の基本的考え方  
【基本理念】  
安心して 地域で自立した生活を継続できる 社会の実現  
【基本的方向性】  
・幼児期から成人期まで一貫した地域生活支援の仕組みづくり  
・ノーマライゼーションプラン社会実現のための区民、事業者、区との連携、協働

第4章 障害児(者)施策推進の主要な課題

地域における障害理解の促進  
相談体制、情報提供の体制の整備  
地域で自立した生活するためのサービスの整備  
新たなニーズへの対応  
今後の障害保健福祉改革への対応

第5章 施策の方向と事業計画

|          |          |
|----------|----------|
| 住居(すまう)  | 健康(すこやか) |
| 教育(そだつ)  | 就労(はたらく) |
| 交流(ふれあう) | 創造(つくる)  |
| 安心(あんしん) | 基盤(ささえる) |

第3期世田谷区障害福祉計画  
(平成24年度～平成26年度)

第1章 計画策定の背景

第2章 障害福祉施策推進の基本的な考え方  
【基本理念】  
安心して 地域で自立した生活を継続できる 社会の実現

第3章 障害福祉施策の総合的な展開  
**地域で自立した生活を送る**  
主要テーマ: 障害者の多様な住まい  
**安心して働く**  
主要テーマ: 障害者就労～自分にあった働き方をみつける・続ける  
**生きる力を高める**  
主要テーマ: ライフステージに応じた日中活動を中心とした社会参加  
主要テーマ: 障害児の自立をめざした支援の環境づくり  
**障害者の地域生活を支える**  
主要テーマ: 相談支援体制の再構築  
主要テーマ: 障害者を支える地域づくり

第4章 障害福祉施策実施の取組み  
1 主要テーマ以外の障害福祉施策の取組み  
すこやか そだつ ふれあう つくる

2 数値目標とサービス見込み量

第5章 障害福祉施策の推進

推進体制、進行管理、評価・検証